

福島県内等の災害廃棄物の対応について

平成23年8月30日
環境省

1. 福島県内の災害廃棄物の取扱いについて

(1) 当面の取扱いのとりまとめ（環境省、経済産業省、厚生労働省）（5月2日）

- ・避難区域及び計画的避難区域については、当面の間、移動及び処分は行わない。
- ・同区域以外の福島県内の中通り、浜通り地方については、仮置場に集積しておき、処分は行わない。処分については、仮置場周辺での空間線量率のモニタリング及び災害廃棄物の放射能濃度等の調査を行った上で検討。

※ 本内容について、事務次官等が福島県及び関係市等に説明（5月2日）
関係市町村を対象とする説明会を開催（5月4日）

(2) 仮置場及びその周辺の空間線量率を把握するための放射線モニタリング調査を実施（5月9～12日）、測定結果の公表（5月17日）

- ・114箇所の災害廃棄物の仮置場において、空間線量率を測定。
- ・災害廃棄物の集積による周辺の空間線量率への特段の影響や、それによる周辺住民の方々の健康への影響は無いことを確認。

(3) 災害廃棄物安全評価検討会第3回会合（6月19日）の議論を踏まえ、環境省が福島県内の関係市町村等に対して、処理の方針を説明（6月23日）

- ・可燃物は、バグフィルター及び排ガス吸着能力を有する焼却施設で焼却。
- ・主灰は、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg以下の場合、管理型最終処分場で埋立て。8,000Bq/kgを超えるものは、一時保管した後、安全な最終処分の方法を検討。
- ・飛灰は、管理型最終処分場等で一時保管した後、安全な最終処分の方法を検討。
- ・不燃物は、最終処分場で埋立て。ただし、跡地は居住等の用途に供しない。
- ・再生利用は、クリアランスレベル（ $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）以下の被ばく線量に管理された状態での利用可能（例えば、公共用地での地表に露出しない土木資材としての利用等）。

- ・ 作業者の安全を確保するため、電離放射線障害防止規則を遵守。
- ・ 安全性を確認するため、必要な調査を実施。
- ・ 避難区域等の災害廃棄物は、調査を実施し、現状を把握した上で、処理方法を検討。
- ・ 最終処分場については、引き続き関係者と調整を行う。

(4) 災害廃棄物安全評価検討会第4回会合（7月14日）の開催

- ・ 電気集塵機及び排ガス吸着能力を有する焼却施設について、排ガス濃度等の測定結果から、モニタリングにより安全性を確認しつつ災害廃棄物の焼却を行うことが可能とされた。
 - ・ 処理施設の排ガス、排水等に関するモニタリングについて、測定項目や頻度、分析方法を明確にした。
- ※ 焼却灰の一時保管の方法について取りまとめ、7月28日付で文書を発出した。
- ※ モニタリングの方法等について取りまとめ、8月9日付で文書を発出した。

2. 災害廃棄物の広域処理について

災害廃棄物安全評価検討会第5回（8月10日）において、岩手県内の測定結果等に基づき、被災地の災害廃棄物の広域処理についてのガイドラインを取りまとめ、8月11日付で文書を発出した。

3. 福島県以外の一般廃棄物焼却施設での調査結果について

- ・ 東京二十三区清掃一部事務組合で、焼却灰の測定を実施し、東京都等から6月27日に公表。
- ・ 江戸川清掃工場の飛灰で、放射性セシウム濃度の最高値（9,740Bq/kg）が検出された。
- ・ 東北、関東地方等の16都県に対して、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定を要請するとともに、当面の取扱いについて、6月28日付で文書を発出した。測定結果は、8月27日の災害廃棄物安全評価検討会第6回で報告した。
- ・ 柏市で、焼却灰の測定を実施し、溶融飛灰固化物から最大で70,800Bq/kgの放射性セシウムが検出された。柏市は7月11日に公表。